

# 年末調整の最終確認!

# 所得税の基礎控除と源泉徴収事務の解説と実務

・令和7年度(2025年度)の税制改正により、所得税の基礎控除額が引き上げられ、「特定親族特別控除」の創設が行われました。これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。このため、令和7年12月に行う年末調整など、源泉徴収事務に変更が生じます(令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません。)。以下に、改正内容と実務上の対応について解説いたします。早目の対策で備えましょう!

## 主な講座内容

### 1.改正の概要

- ・基礎控除の見直し
- ・給与所得控除の見直し
- ・特定親族特別控除の創設
- ・扶養親族等の所得要件の改正

### 2.令和7年分の年末調整における留意事項

- ・扶養控除等(異動)申告書の受理と内容の確認
- ・特定親族特別控除申告書の受理と内容の確認
- ・基礎控除申告書の受理と内容の確認
- ・配偶者控除等申告書の受理と内容の確認
- ・年末調整の計算をするまでの留意事項

### 3.令和8年分以後の

#### 給与の源泉徴収事務における留意事項

- ・扶養控除等申告書の記載事項の変更
- ・扶養親族等の数の算定方法の変更
- ・源泉徴収税額表の改正

### 4.今後増加する法定福利費について

#### <お申し込み方法>

下記申込欄に必要事項をご記入いただき、  
FAXまたはお電話にてお申込みください。

12/12(金)開催『所得税の基礎控除と源泉徴収事務の解説と実務』受講申込書

住田町商工会 行 ⇒ FAX:0192-46-3631

(申込日:令和7年 月 日)

事業所名		T E L	
		F A X	
受講者名	(複数のご参加可能)		

※ご記入頂いた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理致します。

12月 12日(金)  
14:00~16:00

#### <講師プロフィール>

ほし ただし  
**星 睦 氏**



税理士法人トリプル・ワイン顧問  
税理士 行政書士

駒澤大学大学院経営経済学研究科 卒業後 公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て昭和56年5月:星晴喜税理士事務所開業、実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在は“誰もが避けて通れない相続”をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行ってい。

◆会場 住田町商工会 2階 会議室

(住田町世田米字世田米駅 33)

◆受講料 無料 (会員・非会員問わず)

◆定員 20名 (先着順、12月8日までの申込期限)

※本講座は会場でのオンラインセミナーとなっており、  
講師はリモート出演となります。

〈主催〉 **住田町商工会**

〈共催〉 (公社)気仙地区法人会住田支部  
住田町青色申告会  
電話 0192-46-2311